

【戸田の質問メモに対する市の答弁メモ】(6/22 本会議一般質問ではこの通りのやり取りに)

《件名1：宮本市長が勝手な思いつきで1中跡地1万4400㎡のうち8600㎡もの土地を売却用地にして当初計画を台無しにしようとしている問題について》

Q1：古川橋駅北側・1中跡地に「生涯学習複合施設」と「大きな交流広場」をつくり、この「2つそれぞれの施設の機能の魅力」と「2つの施設が組み合わされた景観」が「今までになかった門真市のシンボルゾーン」の核心となって「賑わい交流」をつくりだす、ということが、10年前から住民地権者、1中関係者、全議員賛同で進められてきた「全市的合意事項」である、と認定すべきだが、どうか。

少なくとも2017年9月議会で五味議員が、計画見直しを提起するまでは、それが「全市的合意事項」である、と認定すべきだが、どうか。

A1：幸福町・垣内町地区については、

2009（平成21）年に策定した「門真市幸福町・中町まちづくり基本計画」の門真市の顔となる魅力的で質の高い「賑わい交流ゾーン」

として、

様々な都市機能の集積・複合化を図り、広場等の交流アメニティ機能と近隣型の商業機能、公共施設機能等が一体となって魅力あるまちづくりを行うことについて、

議会をはじめ、議会をはじめ関係者の皆様の賛同を得て事業が推進されてきたもの、と認識しております。

Q2：5/28庁議で市が決めた「変更案」は、

貴重な市民財産である1中跡地1万4400㎡について、

全市的合意の従来計画の7000㎡より1600㎡も広い8600㎡もの土地を売却に供するものだが、市はこういう変更について、「議会での同意採決は必要ない」と考えているのか？

ー2）議会での同意採決を得ないで、地権者達にこの変更案説明をする事を合法だと考えているのか？

A2：市有地の売却にあたっては、条例により一定面積以上の財産処分をする際に、議会の議決をいただく必要があるとなっております。

しかしながら、議会同意は処分の際となることから、財産処分を前提として地元説明するにあたり、議会へ変更案を説明させていただいたものです。

Q3：現状でこの変更案に賛成する議員は、「緑風クラブの4人」と「公明党の武田議員」の計5人のように思えるが、それ以外に賛同する議員を見込めているのか？

A3：今後も事業の推進にあたっては、議会の議決をいただく必要がありますので、ご理解いただけるよう議会に対して、引き続き、丁寧な説明に努めてまいります。

Q4：この「変更案」を「まちづくり協議会」で決定して事業推進した場合、これまで土地買収に応じた地権者から、「話が違う、騙された！」と反発されて裁判提訴される可能性があるが、提訴された場合の裁判費用は、「議会の同意採決も無し」で、一部の議員と宮本市長とその側近幹部だけで推進した事業変更であっても、「宮本市長一派の個人負担」ではなく「市全体の支出」になるのか？

A4：事業の推進にあたっては、引き続き、地権者をはじめ関係者の皆様にご理解いただけるよう、丁寧に説明しご理解を得てまいります、
提訴された場合については、市としての対応となるものと認識しております。

Q5：この「計画変更」について、宮本市長は、昨年に「五味議員ら緑風クラブ議員」や「公明党の武田議員」と、何らかの意見交換や意志疎通を図っているはずだがどうか。

A5：議員各位におかれましては、日頃から、市政の各般に渡り、予算に関する要望書などをはじめ様々な方法で、ご意見などいただいております。

Q6：・市の「計画変更のゾーン図面」は、具体的には誰が、いつ作図したか。

A6：幸福町中町まちづくり基本計画での、「門真市の顔となる魅力的で質の高い「賑わい交流ゾーン」として様々な都市機能の集積・複合化」を図るという考え方を変えることなく、市場調査を参考に、本年5月にまちづくり部地域整備課で作成をしております。

Q7：6/19(火)の「幸福町垣内町中町まちづくり協議会」で行なわれた「説明」、「質疑や意見」、「疑問や異論」、「決定事項や確認事項」について、詳しく紹介されたい。

A7：現在作成しており、作成後、改めて記載いたします。

戸田（注）↑

この「6/20 午前段階の答弁メモ」では、まだ用意出来ていないが、6/20 午後に記載

Q8：市の「変更案」では、

従来計画にある「古川橋駅北側から『門真市では他に無い』広々とした駅前景観で生涯学習複合施設が見える」

という、素晴らしい利点が無くなり、

「駅そばのちょっとした広場越しに生涯学習複合施設、その他は商業ビルや高層マンション、というありきたりな景観」
に劣化してしまう。

地元住民も1中関係者も同意して協力してきた

「生涯学習複合施設と交流広場の2つの適切な組み合わせで、門真市内の駅そばにかつてない素敵な景観を作り、シンボルゾーンとして賑わいと交流を生み出す」というポリシーを投げ捨てて、これによる「賑わい交流産出」の努力をせずに、

「いつ、何が出来るかさっぱり不明で、何か出来たとしてもいつでも撤退自由な『高層共同住宅・商業・サービス等ゾーン』を幸福町・垣内町地区のまちづくり計画の主役に祭り上げてしまう」、という「本末転倒」をしている。

この私の批判において、何か間違いがあると思うのなら、具体的に反論されたい。

A 8：当該地区は、駅前という交通の利便性や人の呼び込みなどの観点から、ポテンシャルは高いものの、民間活力の導入により実現するものと考えております。

また、急激な人口減少や、松生町の民間開発など、

本市のまちづくりに関わる様々な状況の変化は、

民間市場においても、商業や住宅などの立地を検討する場合に大きく影響するものと考えております。

今回の施設配置イメージの変更案の策定は、幸福町・中町まちづくり基本計画の

「門真市の顔となる魅力的で質の高い「賑わい交流ゾーン」として様々な都市機能の集積・複合化」を図る

という考え方は変えることなく、

近年の民間市場におけるニーズを把握するために実施した市場調査を参考に取りまとめたものであります。